

令和6年度 港区子どものインフルエンザ予防接種事業の手引き

1 目的

インフルエンザの脅威から子どもを守るとともに、保護者の安心を確保し経済的な負担を軽減することを目的とし、任意予防接種である子どものインフルエンザの費用助成を行います。

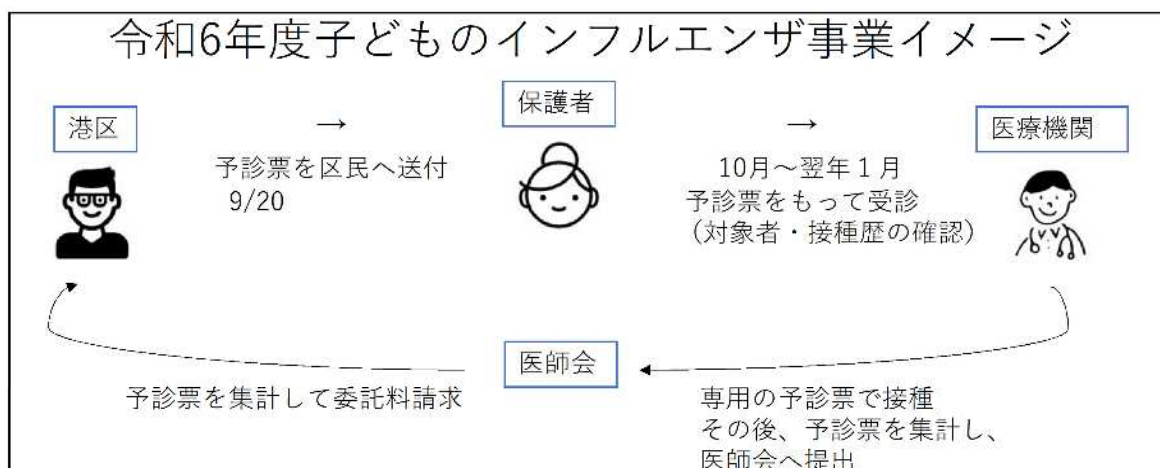
2 実施方法・事業について

港区と一般社団法人東京都港区医師会との業務委託契約により実施します。

接種にかかる費用の一部（4,500円）を区民に助成します。

※助成額を3,000円から4,500円に引き上げて実施します。

- ① 港区からこの事業の対象となる区民に対し、
「港区子どものインフルエンザワクチン任意接種予診票」（別紙1のとおり）と
「港区子どものインフルエンザ予防接種のお知らせ」（別紙2のとおり）
を9月20日（金）に個別送付します。



区民は、お知らせ（別紙2）に記載している右記の二次元コード →→
を読み取り、港区のホームページに掲載している医療機関名簿から、
受診する医療機関を選択します。



- ② 区民が提示する本人確認書類（健康保険証、マイナンバーカード等）、及び母子健康手帳（親子手帳）で、接種日時点で区民であるかの確認をしてください。
また、区民が予診票（別紙1）を持参しているか確認をお願いします。
※専用予診票（令和6年度区発行のもの）を持参していない場合や、接種日当日に港区民でない場合、生後6か月に到達していない場合は、助成を行うことができません。

せん。

予診票をお持ちでない方に対しては、みなと保健所に連絡(Tel:03-6400-0081)し、再発行申請をして予診票を持参して接種するよう説明してください。

- ③ 問診等を行って任意予防接種を実施してください。
接種費用については、各医療機関で定めている接種料金から助成額 4,500 円を差し引いた金額を区民に対し請求してください。
4,500 円は医師会を経由し、区に請求してください。

3 実施期間

生後6か月～高校3年生相当年齢：令和6年10月1日(火) から
令和7年1月31日(金) まで

4 対象者

- (1) 接種日時点で、港区に住民登録がある
かつ
- (2) 令和6年12月31日時点で、生後6か月から高校3年生相当年齢※1の、
平成18年4月2日から令和6年7月1日生まれの人※2
- ※1 高校に就学していない人も含みます。
※2 接種当日に、生後6か月に達しない場合は接種を受けることができません。
対象者のうち、令和6年4月3日から令和6年7月1日生まれの人は、
生後6か月を迎えてから接種が可能です。
例) 令和6年6月1日生まれの人 ⇒ 令和6年11月30日～接種可

5 助成回数

- (1) 【生後6か月～13歳未満】：2回 予診票：(水色)
平成23年10月3日～令和6年7月1日生まれ
- ※ 13歳未満で1回目接種した場合、2回目が13歳に到達していても2回接種の対象になります。
- ※ 10月1日現在13歳未満の方には予診票を2枚送付していますが、1回目の接種日時点で誕生日を迎え、13歳に到達した方の助成は原則1回です。
- (2) 【13歳以上～高校生相当】：1回 予診票：(緑色)
平成18年4月2日～平成23年10月2日生まれ

6 使用ワクチンについて

本事業で使用するワクチンは、注射による国内産インフルエンザHAワクチン(PMDA認証)に限ります。

認証ワクチンであっても、年齢によって接種できない場合等がありますので、
用法用量等ご確認ください。

令和5年3月に薬事承認された経鼻弱毒生インフルエンザワクチン(以下：フルミスト)については下記の理由から今年度の助成の対象外としております。

- ・フルミストは厚生労働省が決定したHAワクチン選定株と製造株が異なること
- ・今シーズンは、希望する区民が接種するに足りる十分な供給量が見込めないとの情報提供が製薬会社からあったこと
- ・フルミストは東京都が実施する小児のインフルエンザワクチン補助事業の対象とされていないこと

7 予診票の点検について

区民が記入した内容について、不備がないか確認してください。

「子どものインフルエンザ予防接種予診票点検マニュアル」にチェックポイントを記載していますので、ご確認ください。

8 15歳以下の保護者以外の同伴について

15歳以下の子どもが受ける予防接種は原則保護者の同伴が必要ですが、保護者が特段の理由で同伴できない場合、保護者からの「委任状」を持参すれば、保護者以外の人を同伴を認めます。ただし、同伴できる人は、普段から本人の健康状態をよく知っている人に限ります。

- ・委任状および予診票の取扱い

委任状の様式は、区のホームページに掲載しています。

接種当日までに保護者が記入し、同伴者が医療機関に提出します。

医師の診察・説明後、予診票の保護者記入欄に、同伴者の署名を求めてください。

受理した委任状は予診票にホッチキス止めし、委託料の請求時に医師会へ提出してください。

※保護者同伴を必須としている医療機関につきましては、この対応は不要です。

9 13歳～15歳が1人で接種を受ける場合について

原則保護者等の同伴が必要です。ただし、やむを得ず13歳～15歳の者が一人で接種を受ける場合、保護者の同意があれば予防接種を行うことができます。

接種当日までに保護者が保護者記入欄に署名した予診票を、接種を受ける人が医療機関へ持参しているか確認ください。同意書等は不要です。

※保護者同伴を必須としている医療機関につきましては、この対応は不要です。

10 16歳以上の者が接種を受ける場合について

本人の同意のみで、一人で予防接種を受けることができます。

医師の診察・説明後、予診票の自署欄に、接種を受ける本人に対し署名を求めてください。

※保護者同伴を必須としている医療機関につきましては、同伴を求めることも可能です。ただし、保護者が同伴している場合でも、接種を受ける本人に署名を求めてください。

1.1 請求について

区への請求単価は、予診票1枚につき助成額と同額です。

ただし、以下のような事例は支払いができませんのでご注意ください。

- ・実施期間（令和6年10月1日～令和7年1月31日）外での接種
- ・非対象者への接種
- ・専用の予診票以外を使用した接種
- ・旧年度の予診票を使用しての接種
- ・国内産インフルエンザHAワクチン（PMDA認証）以外のワクチンでの接種

1.2 事務手続き

(1) 子どものインフルエンザ予防接種事業実施報告書に予診票【請求用】を添付し、以下の期限までに港区医師会事務局に提出してください。

- ① 【前期】10月～11月実施分・・・令和6年12月6日（金）まで
- ② 【後期】12月～翌1月実施分・・・令和7年2月7日（金）まで

(2) 港区医師会事務局は、(1)の内容確認・取りまとめの上、予診票を区に提出するとともに委託料の請求をします。区は、請求内容の確認をした上で2回に分けて委託料をお支払いします。

1.3 予防接種による健康被害の救済制度について

本事業の予防接種により、接種後に副反応による入院、生活に支障が出るような障害を残す等の健康被害が生じ、医療費等の給付の請求を独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）に行い、PMDAが給付の支給を決定した場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年12月20日法律第192号）及び特別区自治体総合賠償責任保険制度の定めによる補償の対象となります。

1.4 その他

院内掲示用のポスターをホームページに掲載しています。ご活用ください。

【問合せ】みなと保健所保健予防課保健予防係
電話 03-6400-0081 担当 後藤・吉川